

平成27年9月3日に提出した監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について

平成28年1月

宮崎県監査委員

県の機関を対象とした定期監査

(1) 人権同和対策課

【注意事項】

- 平成26年度人権ホームページ通常更新等業務及びアクセス解析等業務委託等について、支払時期の遅れているものが見受けられた。
留意を要する。

【講じた措置】

- 支払遅延防止法第10条において、相手方から請求書を受領した日から15日以内の支払が定められており、職員一同へ改めて周知・徹底を図った。
今後は、チェック体制を強化し、相互確認を行うなど、適正な事務処理に努める。

(2) 総務課

【注意事項】

- 非常勤職員の報酬について、過払となっているものがあつた。
善処を要する。

【講じた措置】

- 過払となっていた非常勤職員の報酬については、直ちに戻入処理を行った。
今後は、休暇処理簿等のチェック体制を強化し、適正な事務処理に努める。

(3) 税務課

【指摘事項】

- 平成26年度自動車二税賦課徴収推進事業補助金について、交付決定事務が大幅に遅れていた。
留意を要する。

【講じた措置】

- 今後は、予算執行状況のチェック体制の強化を図るなど、事務処理の進捗状況の管理を徹底し、予算執行に遅れが生じないように、適切な事務処理に努めることとした。

(4) 宮崎県税・総務事務所

【注意事項】

- 公有財産使用料について、調定事務の遅れているものがあつた。
留意を要する。

【講じた措置】

- 公有財産使用料の調定事務について、今後調定事務が遅れることがないように、年度当初に調定する公有財産使用料の一覧表を作成するなど相互チェック体制を強化して、適正な事務処理に努める。

(5) 日向県税・総務事務所

【注意事項】

- 月刊誌の購入に係る支出について、会計年度所属区分を誤っているものがあった。
留意を要する。

【講じた措置】

- 今後、このようなことがないようにチェック体制の強化を図り、適正な予算執行に努める。

(6) 西臼杵支庁

【指摘事項】

- 職員宿舍貸付料について、未納者に対して財務規則に定める督促を行っていないものが散見された。
留意を要する。

【講じた措置】

- 入居者には、毎月電子メールにより期限内納入の厳守について注意喚起を行うとともに、職員宿舍貸付料を納入期限までに完納しない者があるときは、納入期限後20日以内に督促状を発して督促し、滞納整理表を作成した。

【要望事項】

- 生活保護費返還金の収入促進については様々な対策を講じているものの、収入未済額等が前年度と比較して増加している。
収入促進について、努力が望まれる。

【講じた措置】

- 生活保護費返還金については、家庭訪問や職場訪問、電話を行うことにより、生活実態を把握し粘り強く納付を促していく。
また、被保護者の収入状況を把握し、収入申告を徹底するとともに、把握した収入については、被保護者が費消してしまう前に返還命令措置を講じるなど、速やかな事務処理を行うことで未収金の発生防止に努める。

(7) 医療薬務課

【要望事項】

- 看護師等修学資金貸付金の収入促進については様々な対策を講じているものの、収入未済額等が前年度と比較して増加している。
収入促進について、努力が望まれる。

【講じた措置】

- 一部の債務者について、債務者本人に対する文書や電話による督促のほか、保証人に対する督促を強化し、完納につながった。
今後とも、福祉こどもセンターに配置している債権管理事務嘱託員を活用しながら、債務者本人や保証人に対する督促を行うとともに、現年度の未納分についても、初期段階での納入指導を徹底することで、収入未済額の圧縮に努める。

(8) 国保・援護課

【注意事項】

- 平成26年度緊急雇用創出事業臨時特例基金事業（住まい対策拡充等支援事業）補助金について、交付決定事務が遅れていた。
留意を要する。

【講じた措置】

- 今年度は、年度当初の早い時期に交付決定を行うため、補助事業者に4月に交付申請を行うよう指導し、6月1日付けで交付決定を行った。
当該補助金は今年度で終了となるが、今後も補助金交付決定事務に関しては、進捗状況の管理を徹底し、適正な事務処理に努める。

【要望事項】

- 生活保護費返還金の収入促進については様々な対策を講じているものの、収入未済額が前年度と比較して増加している。
収入促進について、努力が望まれる。

【講じた措置】

- 生活保護費返還金については、各福祉事務所に対し、生活保護法施行事務監査や各種会議等において、返還金の決定及び徴収等の適正実施に努めるよう指導助言を行っているところである。
また、各福祉事務所においても、未収金対策会議の開催、未収金徴収強化月間の設定による重点的な納入指導を行うとともに、債権管理事務嘱託員の活用を図るなど、収入促進に努めているところである。
今後とも引き続き、各福祉事務所に対し、収入促進に努めるよう指導を行うとともに、返還金の原因となりやすい遡及年金等の収入状況の把握に努めるよう、併せて指導助言を行うこととする。

(9) こども家庭課

【指摘事項】

- 家庭的養護に係る人材育成業務委託について、契約の時期が大幅に遅れていた。
留意を要する。

【講じた措置】

- 各担当者が計画的に業務に取り組むよう改めて意識の徹底を図るとともに、業務の進行管理のために予算執行管理表を整備し、担当者が業務の進捗状況を適宜入力するとともに、担当リーダー等が随時点検する体制を構築した。
今後は、このようなことがないよう内部のチェック体制の強化を図り、適正な事務処理に努める。

【要望事項】

- 児童保護費負担金の収入促進については様々な対策を講じているものの、収入未済額等が前年度と比較して大幅に増加している。
収入促進について、一層の努力が望まれる。

【講じた措置】

- 各福祉こどもセンター等では、債権管理事務嘱託員が債務者宅へ家庭訪問や電話連絡等を行うとともに、定期的に未収金対策会議を開催して収入情報や対応状況の確認を行っている。また、年間に複数回の未収金徴収強化月間を設定し、夜間訪問等の機会を増やすなど、所属全体での取組を展開している。
こうした中、経済情勢の悪化により生活が困窮している滞納者については個々のケースに応じたきめ細かな説明や納入指導を行うなど、これまで以上に債権者の納入に関する意識啓発を強化し、収入未済額の減少に努めていく。

(10) 中央福祉こどもセンター

【注意事項】

- 非常勤職員の通勤費用について、過払となっているものがあつた。
善処を要する。

【講じた措置】

- 過払となっていた通勤費用については、直ちに戻入処理を行った。
今後は、非常勤職員の通勤実績について旅行命令書等との確認を徹底するとともに、非常勤職員への指導を図り、過払の防止に努めることとする。

【要望事項】

- 児童保護費負担金等の収入促進については様々な対策を講じているものの、収入未済額等が前年度と比較して大幅に増加している。
収入促進について、一層の努力が望まれる。

【講じた措置】

- 負担金額の決定を速やかに行い、債務者へ事前に負担金納付の必要性について十分説明するなど、日頃から未収金発生防止に努めていく。
また、年3回の未収金対策会議において、収納率の目標設定や有効な対策について検討し、徴収強化期間を設け、集中的に電話・文書・訪問等による指導を実施していく。
さらに、過年度からの滞納者については、年間を通じ、債権管理事務嘱託員が、家庭訪問等を行い、粘り強く納付を促すなど、担当者と連携を図りながら、今後も地道に未収金回収に取り組むこととする。

(11) 南部福祉こどもセンター

【要望事項】

- 児童保護費負担金等の収入促進については様々な対策を講じているものの、収入未済額等が前年度と比較して大幅に増加している。
収入促進について、一層の努力が望まれる。

【講じた措置】

- 児童保護費負担金等の収入促進については、債権管理対策会議を定期的開催し、滞納状況の把握、未収金収納強化月間での取組等について協議し、センター全体で収入促進に努めている。
収入未済額の圧縮のために、個別の滞納状況の実態把握を行い、対応策を検討した上で、滞納者等へ電話・文書・家庭訪問等により納入指導を行う。
特に滞納の初期段階での取組を強化するとともに、債権管理事務嘱託員、母子父子自立支援員と連携を取り、粘り強く徴収を進める。
新たな収入未済の発生を防止するために、児童保護費負担金については、負担金決定時に児童の保護者に制度の趣旨を十分に説明し、母子父子寡婦福祉資金については、償還開始時での借主等に対する償還への意識付けを徹底する。また、生活保護費返還金については、保護世帯の収入額を早期に把握し細やかな納付指導に努める。

(12) 北部福祉こどもセンター

【要望事項】

- 児童保護費負担金等の収入促進については様々な対策を講じているものの、収入未済額等が前年度と比較して増加している。
収入促進について、努力が望まれる。

【講じた措置】

- 未収金対策については、センター全体の課題として取り組んでおり、所長をトップとする未収金対策会議を定期的開催し、滞納状況の確認や目標設定を行うとともに、滞納者の生活実態に応じた分割納入などの対応策についても検討している。
さらに、年3回の未収金納入指導強化月間に、夜間の自宅訪問や電話催告、来所による相談・指導を行うなど集中的な取組を行っている。
また、新たな未収金の発生を防止するため、母子父子寡婦福祉資金貸付金については貸付前及び償還開始時に面接し丁寧な説明を徹底、生活保護費返還金については収入申告の指導の徹底、児童保護費負担金については施設入所時の措置制度の説明や退所時での未納解消などへの取組を強化することとしている。

(13) 児湯福祉事務所

【注意事項】

- 高等職業訓練修了支援給付金について、交付決定日を誤っていた。
留意を要する。

【講じた措置】

- 高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱及び同交付要綱並びに財務規則の規定に基づき、適正な会計処理が行われているかどうか、チェック体制を強化し、再発防止に努める。

【要望事項】

- 母子福祉資金貸付金の収入促進については様々な対策を講じているものの、収入未済額が前年度と比較して大幅に増加している。
収入促進について、一層の努力が望まれる。

【講じた措置】

- 毎月実施する償還会議において、滞納状況の把握及び滞納世帯に対する指導方針を協議し実施するとともに、年3回の償還指導強化月間を設定し納入指導を強化する。
なお、貸付全体の8割を占めている就学支度資金及び修学資金については、借主及び連帯借主に対して、償還開始前から面談等により償還に対する意識付けを行うとともに、初回の滞納から集中的に償還指導を行い長期滞納を防止する。

(14) 高千穂保健所

【指摘事項】

- 通勤手当について、過払となっているものがあった。
善処を要する。

【講じた措置】

- 平成27年度の異動に伴う通勤手当の修正漏れであったことから、直ちに修正登録を行うとともに、過払となった4月及び5月分の通勤手当については、直ちに戻入処理を行った。
今後は、処理の遺漏が発生しないよう、総務企画課において、その年度の転入者の4～5月分の支給額を確認するとともに、該当職員に対しても手当額の修正が反映されているかを確認することでチェック体制の強化を図り、適正な事務処理に努める。

(15) 森林経営課

【指摘事項】

- 森林路網整備専門技術者養成事業委託について、実績報告書の未提出により、概算払をした委託料の額の確定を行っていないものがあった。
また、事業完了届出書等が提出されているにもかかわらず、委託料の額の確定を行っていないものがあった。
善処を要する。

【講じた措置】

- 指摘のあった委託については、事務処理及び額の確定を速やかに行った。
今後は、宮崎県財務規則等に基づき適正に処理するとともに、担当リーダーを始め、担当内全ての職員で事案を認識し、再発防止を図ることとした。

(16) 畜産振興課

【注意事項】

- 地域肉用牛繁殖基盤強化対策事業費補助金等について、交付決定事務の遅れているものが見受けられた。
留意を要する。

【講じた措置】

- 今後、補助金等の交付決定に当たっては、課内で進行管理を確実に行うよう徹底し、適正な事務処理に努める。

(17) 北諸県農林振興局

【指摘事項】

- 中山間地域等直接支払交付金等について、交付決定事務の遅れているものが見受けられた。
留意を要する。

【講じた措置】

- 事務処理に当たっては、適切な事業執行スケジュールを担当内で共有し、交付決定事務に遅れがないかを相互にチェックするなど、進行管理を徹底し、再発防止を図る。

(18) 総合農業試験場

【指摘事項】

- たばこ用農薬実用化試験等について、受託料の前金払又は概算払請求を行っていないものが散見された。
留意を要する。

【講じた措置】

- 受託研究事業の事務処理について、責任体制の明確化やチェック体制の強化を柱とした再発防止のための管理体制を構築した。
今後は、構築した管理体制に基づき、適正な事務処理に努めていく。

【指摘事項】

- 畑作園芸支場における公用車の管理について、法定定期点検整備を実施していないものがあつた。
善処を要する。

【講じた措置】

- 本場及び各支場が所管する全ての公用車について、車両点検整備実施状況を調査するとともに、場内における総務会計事務適正化要領を策定し、チェック体制の強化を図つた。
今後は、車両点検整備の進捗状況の管理や支場への指導を徹底し、再発防止に努める。

【注意事項】

- 玄米の販売業務委託について、契約書と異なる販売手数料を支払っていた。
留意を要する。

【講じた措置】

- 販売業務委託の契約書作成については、契約内容を実態に即して十分に検討するとともに、チェック体制を強化し、同様の誤りがないう適正な事務処理に努める。

【注意事項】

- 旅費について、交通費等の算定を誤り過払となっているものがあつた。
善処を要する。

【講じた措置】

- 過払となっていた旅費については、直ちに戻入処理を行った。
今後は、チェック体制を強化し、同様の誤りがないう再発防止に努める。

【注意事項】

- 物品の購入について、年間の購入金額が多額であるにもかかわらず、定期的に10万円未満の随意契約を行っているものが見受けられた。
留意を要する。

【講じた措置】

- 監査後、速やかに複数業者による見積合わせを実施し、単価契約を締結した。
今後は、年間を通して購入が見込まれる物品については、単価契約による購入を行うなど、適正な事務処理に努める。

(19) 河川課

【注意事項】

- 宮崎県洪水予測システム改修業務委託等について、完了検査結果通知の遅れているものが見受けられた。
留意を要する。

【講じた措置】

- 委託業務の事務処理の確認が十分でなかったため、業務完了検査書の交付が遅れたものである。
今後は、完了検査後、速やかに同検査書を発出するよう委託業務の適切な事務処理に努める。

(20) 宮崎土木事務所

【注意事項】

- 公園施設使用料について、調定日を誤っているものがあつた。
留意を要する。

【講じた措置】

- 本件は、許可行為自体が既に終了し、使用料も納入期限内に納入されていることから、変更等の措置は行わなかったが、今後は、担当リーダーや課長等による確認を徹底するとともに、相手方への許可証等の送付の際に再度確認し、適正な事務処理に努める。

(21) 串間土木事務所

【指摘事項】

- 国道448号道路改良工事について、車道舗装工の面積数量の計上誤りにより変更設計が過小となつていた。
留意を要する。

【講じた措置】

- 今後は、設計書の数量等を十分に確認するとともに、チェック体制の強化を図り、再発防止に努める。

【注意事項】

- 道路法に基づく道路管理者以外の者の行う工事の承認について、工事着手届及び工事完了届のないものがあつた。
留意を要する。

【講じた措置】

- 申請者に対し、工事着手届及び工事完了届の提出を依頼し、提出済みである。
今後は、工事承認書を交付する際に提出を指示するとともに、提出状況を台帳で管理し、適正な事務処理に努める。

(22) 小林土木事務所

【注意事項】

- 一般廃棄物処理業務委託について、予定価格を超える単価で契約を締結していた。
留意を要する。

【講じた措置】

- 指摘のあった契約については、平成27年度契約分から適正な契約事務に是正している。
今後は、チェック体制を強化し適正な契約事務の執行に努めることとした。

(23) 延岡土木事務所

【注意事項】

- 土石等の採取許可について、土石採取料の算定を誤っていた。
善処を要する。

【講じた措置】

- 土石採取料の算定誤りによる差額分については、既に調定の上、相手方から徴収済みである。
今後は、算定額の誤りがないよう、職員に対して関係規程の周知徹底を図るとともに、チェック体制を強化し、再発防止に努める。

(24) 中部港湾事務所

【指摘事項】

- 宮崎港フェリーターミナルビル清掃等業務委託の入札について、執行権のない職員が入札を行っていた。
留意を要する。

【講じた措置】

- 今後は、宮崎県財務規則等に基づき、入札執行権のある職員による入札を執行し、適正な事務処理に努める。

(25) 油津港湾事務所

【指摘事項】

- 公用車の管理について、法定定期点検整備を実施していないものがあつた。
留意を要する。

【講じた措置】

- 今後、公用車の管理については、点検整備管理表を作成するとともに、チェック体制の強化を図り、適正な保守管理に努める。

【指摘事項】

- 準公金について、職員がクレジットカードで立替払を行うなど、会計事務処理を適切に行っていないものがあつた。
留意を要する。

【講じた措置】

- 今後は、当該準公金の会計事務処理要領に基づき会計処理を行うとともに、出納責任者等においてチェックを徹底し、適正な事務処理に努める。

【注意事項】

- 非常勤職員の報酬について、年次有給休暇の繰越処理を誤り、過払となっているものがあつた。
善処を要する。

【講じた措置】

- 過払となつた非常勤職員の報酬については、直ちに戻入処理を行つた。
今後、非常勤職員の報酬の支出事務に当たっては、有給休暇の残日数等の確認を徹底するとともに、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理に努める。

【注意事項】

- 油津港ジブクレーン保守点検業務委託について、執行予定額の積算に誤りがあつた。
留意を要する。

【講じた措置】

- 今後、執行予定額の積算に当たっては、誤算等に留意するとともに、決裁同時のチェックを強化し、適正な事務処理に努める。

【注意事項】

- 外浦港（外浦地区）漂着物撤去・処分業務委託（緊急）について、請求書の余白に検査済の表示及び検査員の記名押印がなかつた。
留意を要する。

【講じた措置】

- 今後、検査の必要な業務委託契約等については、履行後の検査に係る検査調書の作成等に十分留意するとともに、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理に努める。

【注意事項】

- 行政財産の目的外使用許可について、行政財産使用許可台帳の作成されていないものが見受けられた。
善処を要する。

【講じた措置】

- 行政財産使用許可台帳については、直ちに作成を行つた。
今後は、公有財産取扱規則の規定に基づき、適正な事務処理及び管理に努める。

(26) 教育庁総務課

【指摘事項】

- 教育研修センターの施設改修について、教育財産等取扱規程に定める事務処理を行ってゐなかつた。
善処を要する。

【講じた措置】

- 本件は、教育研修センターの施設改修に伴う教育財産の取得及び処分について、教育財産等取扱規程に定める事務処理を行わず、教育財産等台帳の修正を行つてゐたものである。
監査終了後、直ちに関係書類の整備を行つた。
今後は、財産管理事務に係るチェック体制を強化し、適正な事務処理に努める。

(27) 財務福利課

【要望事項】

- 育英資金貸付金の収入促進については様々な対策を講じているものの、収入未済額が前年度と比較して大幅に増加している。
収入促進について、一層の努力が望まれる。

【講じた措置】

- 育英資金貸付金の未済額が増加している主な原因は、返還者の増加に伴う返還総額の増加や、経済状況の悪化に伴う未就労・収入減等による滞納の増によるものである。

平成24年度より、育英資金事業の円滑な運営と経理の明確化を図るために、一般会計で運営していた育英資金事業を特別会計に移行している。

また、滞納額の縮減と滞納の長期化防止のため、専門職員（債権管理員）を3名から5名に増員し、滞納者や連帯保証人に対する電話催促や訪問指導を強化するとともに、貸与申請の段階で本人や保護者へ返還についてきめ細かな説明を行い、返還に対する意識付けの徹底を図っている。

これらの取組に加えて、平成25年度からは、返還時の負担を軽減する貸与額の選択制や返還者の利便性と収納率の向上を図ることができる返還金の口座振替制度を導入したほか、「育英資金返還促進強化事業」において新規返還者に対する架電催促業務の外部委託や支払う意思のない長期滞納者等に対する法的措置を実施している。

また、平成26年度（平成27年1月）からは、返還金のコンビニ収納を導入し、新たな滞納の未然防止に取り組んでいるところである。

これらの取組により、返還金全体の返還率は僅かに低下（ほぼ横ばい）している状況であるが、平成25年度以降の元利収入及び過年度収入の返還率は向上している。

なお、平成27年度は、「宮崎県育英資金返還率向上事業」により、多数の滞納者に対し一斉に法的措置を実施し滞納額の縮減を目指すこととしている。

今後とも、収入促進に取り組み、育英資金事業の安定した運営ができるよう努めていく。

(28) 日南振徳高等学校

【注意事項】

- 自家用電気工作物保安業務に係る長期継続契約について、予算が減額又は削除された場合の特約条項を規定していなかった。
留意を要する。

【講じた措置】

- 本件は、長期継続契約である当該委託業務について、翌年度以降予算が減額又は削除された場合に県が契約を解除できる特約条項を規定していなかったものである。

監査終了後、直ちに特約条項を追加した変更契約を締結した。

今後は、相互チェック体制を強化し、財務規則に則した適正な事務処理に努める。

(29) 福島高等学校

【指摘事項】

- 電気通信設備保守業務委託について、消費税の税率改正に伴う変更契約を締結していなかった。
善処を要する。

【講じた措置】

- 本件は、長期継続契約である当該委託業務について、変更契約を締結せずに改正後の消費税で保守点検料の支払をしていたものである。
監査終了後、直ちに変更契約を締結した。
今後は、相互チェック体制を強化し、財務規則に則した適正な事務処理に努める。

【注意事項】

- 公有財産使用料について、納入期限を誤っているものが見受けられた。
留意を要する。

【講じた措置】

- 本件は、年額で定めた公有財産使用料について、納入期限が4月30日と指定されていなかったものである。
今後は、相互チェック体制を強化し、財務規則に則した適正な事務処理に努める。

【注意事項】

- 樹木剪定業務委託について、支出負担行為の整理時期を誤っていた。
留意を要する。

【講じた措置】

- 本件は、当該委託業務の支出負担行為の整理時期について、契約締結日となっていなかったものである。
今後は、相互チェック体制を強化し、財務規則に則した適正な事務処理に努める。

【注意事項】

- 旅費について、交通費の算定を誤り過払又は支給不足となっているものが見受けられた。
善処を要する。

【講じた措置】

- 本件は、職員の県外旅費について、目的地までの交通費の算定誤りにより、過払及び支給不足となったものである。
監査終了後、直ちに交通費の追給及び戻入処理を行った。
今後は、旅費支給事務に係るチェック体制を強化し、適正な事務処理に努める。

(30) 日向警察署

【注意事項】

- 駐在所塗装工事について、検査員の完成検査が実地で行われていなかった。留意を要する。

【講じた措置】

- 今後は、検査員が検査日に対応出来ない場合は、検査日や検査員の変更を行うこととし、再発防止を図った。

(31) 企業局

【注意事項】

- 物品の購入について、年間の購入金額が多額であるにもかかわらず、定期的に10万円未満の随意契約を行っているものがあつた。留意を要する。

【講じた措置】

- 本件は、印刷用紙の購入について、定期的に随意契約により購入していたものである。
監査後、速やかに単価契約を締結した。
今後は、年間を通して購入が見込まれる物品については単価契約による購入を行うなど、適正な会計処理に努める。

(32) 宮崎病院

【注意事項】

- 非常勤職員の住居届について、受理印の押印されていないものが散見された。善処を要する。

【講じた措置】

- 住居届には必ず受理印を押印するよう改善した。
今後は担当者間の押印確認を徹底し、適正な事務処理に努める。

(33) 延岡病院

【指摘事項】

- 公有財産の貸付料について、調定事務の遅れ並びに納入通知の大幅な遅れが見受けられた。
留意を要する。

【講じた措置】

- 今回の指摘は、公有財産の貸付けにおいて、調定及び納入通知が貸付時に行われず遅くなつていたものである。
今後は、収入事務の執行に当たっては、収入すべき事実が発生したときに直ちに調定を行い、同時に納入通知書も発行するよう職員の意識付けを行うとともに、チェック体制を強化し、病院局財務規程等に基づき適正な事務処理に努める。

【指摘事項】

- 中央監視・防災センター管理運営業務委託等について、契約締結期限内に契約を締結していないものが見受けられた。
留意を要する。

【講じた措置】

- 今回の指摘は、委託契約の締結において、落札決定の日から契約締結期限を超過して契約したものである。
今後は、病院局財務規程に基づき、チェック体制を強化し、適正な事務処理に努める。

【指摘事項】

- 病院事業職員公舎等について、入居承認手続を行っていないものが散見された。
善処を要する。

【講じた措置】

- 今回の指摘は、病院事業職員公舎等において、公舎入居申請書の提出がされた後、公舎入居承認伺及び入居承認通知書の発行がされていなかったものである。
監査後、直ちに公舎入居承認通知書の発行を行った。
今後は、病院事業職員公舎貸与規程等に基づき、チェック体制を強化し、適正な事務処理に努める。